

(令和3年3月25日 庁議)

部 等 名 森林環境部

件名	「公益財団法人山梨県環境整備事業団（第四次）改革プラン」の策定について（報告）
経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 山梨県環境整備事業団の経営改善の取り組みを進めるため、平成24年2月に第一次改革プランを策定。○ 二度の漏水検知システムの異常検知による環境整備センターの施設閉鎖の影響等を考慮し、平成26年2月に第二次改革プランを策定。○ 平成29年3月に第三次改革プランを策定し、経営改善に向けた取り組みを推進してきた。○ 第三次改革プランの計画期間は令和2年度までとなっており、引き続き取り組みを進めるため、山梨県出資法人経営検討委員会の意見等を踏まえ、第四次改革プランの策定に向け検討を行ってきた。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 第四次改革プランの内容<ul style="list-style-type: none">・別添資料のとおり。○ 今後の進め方<ul style="list-style-type: none">3月25日 庁議報告25日以降 公表（県ホームページ）改革プランの取り組みの実施

第1 経緯

1. 「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」の策定

《整備方針の概要》 ・県内を5地区に区分し、管理型最終処分場を整備
・最終処分場の用地は、県及び市町村が協力して選定
・民間事業者、市町村及び県の出捐により事業主体となる財団法人を設立

2. 財団法人山梨県環境整備事業団の設立

平成6年11月、産業界、市町村及び県の出捐により財団法人山梨県環境整備事業団を設立。

3. 事業団による処分場事業の推進

(1) 山梨県環境整備センター(明野・廃棄物最終処分場)

①センターの概要

平成21年5月、本県で初めての公共関与による管理型の廃棄物最終処分場として北杜市明野町において操業を開始した。

②センターの経営改善に向けた取り組み

景気低迷に伴い企業の生産活動が低下する中、事業団は平成21年6月に経営審査委員会を設置し収支計画の見直し等を行った結果、34億57百万円の赤字が見込まれることとなり、委員会の提言を踏まえ、県と事業団が一体となりセンターの活用促進の取り組みを進めた。

③漏水検知システムの異常検知の発生及び施設の閉鎖

○平成22年10月に1度目の漏水検知システムの異常検知が発生し、これに伴う受入停止の影響等を踏まえて収支計画の見直しを行い、平成23年5月、46億71百万円の赤字見込みとなることを公表した。

○平成24年3月から受入を再開したが、平成24年12月に2度目の異常検知が発生したため、事業団は廃棄物の受入を再度停止し、調査委員会による原因究明調査を実施した。

○平成25年7月、調査委員会から同様の損傷が他にも存在し再び異常が検知される可能性を完全に否定できないことなどが報告され、廃棄物の受入再開には、裁判を提起して施工業者等に施設の補修を求めるか、事業団が自ら補修を行い、安定的な操業が可能な施設とすることが必要となった。

○しかしながら、いずれの方策も受入停止が長期に及び処分場としての信頼性を喪失し、赤字の更なる拡大により県民理解を得ることは困難であることから、県は、平成25年11月に、施設を閉鎖せざるを得ないこと、この影響を考慮した最終赤字額が54億54百万円(国庫補助金返還額を除く)となることなどを公表した。

(2) かいのくにエコパーク(境川・一般廃棄物最終処分場)

○次期処分場については、平成19年12月に笛吹市境川町地内に建設地を決定し、事業団が産業廃棄物及び一般廃棄物を対象とする最終処分場の整備計画を推進してきた。

○しかしながら、次期処分場の収支見直しについて推計した結果、一般廃棄物に関しては、処理責任を有する市町村が費用総額を負担することにより収支均衡となるが、産業廃棄物に関しては約63億円の最終赤字になることが見込まれることとなった。

○このため、県は、平成23年5月、産業廃棄物の最終処分場の整備を当面凍結すべきものと判断し、次期処分場は県内全市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として整備する方向で、市町村等と協議を行うこととした。

○その結果、平成24年度から山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、事業団へ委託して一般廃棄物最終処分場の整備・運営が行われることとなり、平成26年10月に着工、平成30年11月に竣工、同年12月から操業を開始した。

4. 事業団の必要性

センターについては、施設閉鎖後も、汚水処理等の維持管理を適正に行っていく必要がある。また、一般廃棄物最終処分場については、今後も山梨県市町村総合事務組合から委託を受けた事業団が運営管理(契約期間:20年)を行っていくこととなっている。

第2 これまでの経営改善の取り組み

1. 第一次改革プランに基づく取り組み(H23年度~24年度)

- 事業団では、搬入確保対策の実施や長期継続契約の導入について順次取り組んだ。
- 県では、経営支援補助金の創設・実施や短期無利子貸付の継続等の財政支援、県職員を派遣する人的支援を行った。

2. 第二次改革プランに基づく取り組み(H25年度~28年度)

- 事業団では、安全に配慮しつつコスト縮減に努め、浸出水処理経費の縮減、事務所の統合、要員の合理化等に取り組んだ。
- また、施工業者等に対し、異常検知及び施設閉鎖に起因する損害賠償請求訴訟を提起し、その遂行に最大限努力を行った。
- 県では、引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援を行った。

3. 第三次改革プランに基づく取り組み(H29年度~R2年度)

- 浸出水処理施設の運転をきめ細かく管理し電気使用量の削減を図るなど維持管理コストの縮減に努めるとともに、業務内容の精査を行うことにより要員の合理化に取り組んだ。
- 県では、引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援を行った。

※ H30.2月、控訴審において原告(事業団)の請求棄却・訴訟終結

第3 環境整備センターの収支見直し

○センターの維持管理経費については、浸出水処理施設の電気使用量を削減するなど、経費の縮減に取り組んだことにより、最終赤字額は、第三次改革プランにおける最終赤字額(54億84百万円)から約1億65百万円減額し、53億19百万円程度となることが見込まれる。

○なお、令和2年度までに県から交付された経営支援補助金等を考慮すると、今後、処分場の廃止を想定する令和6年度までに処理が必要となる赤字額は、4億84百万円が見込まれる。

第4 経営改善に向けた今後の取り組み

1. 計画期間

令和3年度から令和6年度(想定する維持管理期間10年の最終年度)までの4年間とする。

ただし、上記期間中にセンターの収支見直しなどに大幅な変更が生じた場合には、必要に応じてプランの見直しについて検討を行うこととする。

2. 経営方針

現在、センターは、浸出水(汚水)処理等の維持管理を行っているが、引き続き、地元との協定に基づき安全に配慮しつつ、できる限りコスト縮減を図り効率的な運営に努める必要がある。

《経営改善に向けた主な取り組み》

- ・センターの維持管理コストの縮減
- ・組織・人員配置の見直し

3. 県による支援

(1) 財政支援

経営支援補助金の継続、短期無利子貸付の継続、損失補償の継続

(2) 人的支援

引き続き、県職員を派遣し、事業遂行に必要な組織体制を構築

第5 進行管理

事業団は、毎年度、プランの実施状況及び経営状況について県に報告する。